

名古屋港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和3年3月

名古屋港港湾管理者
名古屋港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成27年10月 名古屋港審議会
- ・平成27年12月 交通政策審議会第61回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・令和2年1月 名古屋港審議会
- ・令和3年1月 名古屋港審議会

の議を経た名古屋港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾の環境の整備及び保全	2
1 廃棄物処理計画	2

変更理由

港湾の開発等により発生する浚渫土砂の処分に対応するため、廃棄物処理計画を変更する。

港湾の環境の整備及び保全

1 廃棄物処理計画

本港において発生する浚渫土砂の処分について、以下のとおり計画する。

- (1) 国による新たな処分場計画に基づき、港湾機能の強化や維持等及び中長期的な港湾機能の維持により名古屋港から発生する浚渫土砂約3,800万 m^3 を、名古屋港外において処分する。

[新規計画]